

総 則

目 次

1	学習指導要領改訂のポイント	1
2	教育課程編成及び実施のポイント	3
3	内容等の取扱いに関する共通的事項のポイント	5
4	授業時数等の取扱いのポイント	6
5	指導計画作成のポイント	8
6	教育課程実施上の配慮事項のポイント	10
7	教育課程編成の手順と評価のポイント	18

1 学習指導要領改訂のポイント

(1) 改訂の経緯

- 「知識基盤社会」の時代であると言われる21世紀において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことはますます重要になっている。
- OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒について、例えば次のような課題が見られる。

- ・ 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題
- ・ 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題
- ・ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題

- 平成17年4月から、中央教育審議会において教育課程の基準全体の見直しについて検討を開始。その後、法改正により、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定された。
- 中央教育審議会は、平成20年1月に答申を行い、以下を基本的な考え方とする学習指導要領の改善の方向性を示した。

- ① 教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

- 平成20年3月28日、学校教育法施行規則を改正し、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示。小学校学習指導要領は、平成23年4月1日から全面实施。

(2) 改訂の基本方針

- 中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき改訂された。



- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

- 学校教育法施行規則について、次のような改正が行われた。



- ア 外国語活動を新設。
- イ 年間総授業時数を増加。また、各教科等ごとの授業時数については、国語、算数、理科等の授業時数を増加する一方、総合的な学習の時間については縮減。
- ウ 構造改革特別区域（研究開発学校の設置）については、文部科学大臣の指定により実施可能。（改正前は内閣総理大臣が認定）

(3) 「総則」の改善の要点



改善の4本の柱

- ア 教育課程編成の一般方針
 - ・基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得及びこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力と、主体的に学習に取り組む態度の育成に努力。その際、言語活動の充実及び学習習慣の確立に配慮。
 - ・道徳教育の重要性を強調。①道徳の時間を要^{かなめ}とすることを明確化。②伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを目標に追加。③集団宿泊活動を追加。基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどを重視。
 - ・食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいても適切に行う。
- イ 内容等の取扱いに関する共通的事項
 - ・外国語活動を新設したことに伴い、関連する規定に外国語活動を追加。
- ウ 授業時数等の取扱い
 - ・休業日の期間を含め、各教科等の授業を特定の期間に行うことができること、創意工夫を生かした時間割の弾力的編成ができることを明示。総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨を規定。
- エ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
 - ①児童の言語活動の充実 ②見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視
 - ③障害のある児童の指導 ④情報教育の充実

(4) 教育課程に関する法制の要点

- 全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障するため、教育課程については、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要である。
- 学習指導要領に示している内容は、すべての児童に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、児童の実態等に応じて学習指導要領に示していない内容を加えて

指導することも可能である。また、教科の特質に応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の1単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりしているほか、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視している。

- 各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、地域や学校及び児童の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

2 教育課程編成及び実施のポイント

(1) 教育課程編成の原則

- 教育課程の編成の主体は各学校であり、学校の長たる校長が責任者となって編成するものであるが、学校は組織体であり、教育課程の編成作業は全教職員の協力の下に行わなければならない。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと</p> <p>イ 児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階と特性を十分考慮すること</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 学校における政治教育及び宗教教育については、教育基本法に次のように規定されているので、各学校において教育課程を編成、実施する場合にも当然これらの規定に従わなければならない。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(政治教育)</p> <p>第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p> <p>(宗教教育)</p> <p>第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 義務教育9年間を見通して、発達の段階に応じた小学校教育と中学校教育の連続性の確保を重視する。
- 地域や学校の実態を的確に把握し、学校の教育目標の設定、指導内容の組織あるいは授業時数の配当などに十分反映させる必要がある。



生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開

- ①基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ②思考力・判断力・表現力等の育成

各教科では基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験の結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして考えをまとめ

て論述するといった知識・技能の活用を図る学習活動を行い、総合的な学習の時間など教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させる。

③学習意欲の向上や学習習慣の確立

個別指導、グループ別指導、繰り返し指導、習熟の程度に応じた指導、観察・実験やレポートの作成、論述などの体験的な学習、知識・技能の活用を図る学習活動、職業や自己の将来に関する学習などを充実させる。家庭との連携を図りながら、低・中学年において学習習慣を確立する。

④豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

(2) 道徳教育

- 学校における道徳教育は、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して適切な指導を行う。
- 道徳教育の目標
 - ・ 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う。
- 道徳教育推進上の配慮事項
 - ・ 教員と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮する。
 - ・ 児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることに配慮する。

(3) 体育・健康に関する指導



- ・ 体育に関する指導……生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上を重視し、児童が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにする。
- ・ 健康に関する指導……身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成する。
 ※食育の推進 — 栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導を重視。さらに、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化など教科等の内容と関連させた指導が効果的。栄養教諭等をはじめ教員間の連携に努める。 など
- ・ 安全に関する指導……身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視。安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要。

- ・体育・健康に関する指導……体づくり運動や各種のスポーツ活動、保健指導、安全指導、給食指導などの健康に関する指導を重視。地域や学校の実態及び新体力テストなどで児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校の全体計画を作成。地域の関係機関・団体の協力を得ながら、計画的、継続的に指導することが重要。

3 内容等の取扱いに関する共通的事項のポイント

(1) 各教科等の内容の共通取扱い

- 学習指導要領は国が定める教育課程の基準であり、各学校において教育課程を編成、実施する際には、学習指導要領の各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示している場合を除き、必ず取り扱わなければならない。
- 学校において特に必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容を加えて教育課程を編成、実施することができる。



学習指導要領に示している内容は、すべての児童に対して確実に指導しなければならない。

児童の実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である。

学習指導要領の「基準性」

- 各教科等の学年別の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。
- 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科等については、目標及び内容に示している指導事項を十分検討し、地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導する。内容に示している指導事項については、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、またはいずれの学年においても指導し、確実に身に付けさせるようにする。

(2) 複式学級の場合の教育課程編成の特例

- 2以上の学年の児童で編制する学級（複式学級）においては、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。ただし「特に必要がある場合」であり、「各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内」に限られていることに留意する必要がある。

(3) その他の教育課程編成の特例

- (1) 特別支援学級の場合
- (2) 通級による指導の場合
- (3) 私立小学校の場合

- (4) 教育課程の改善のための研究の場合（研究開発学校など）
- (5) 小学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成の場合
- (6) 不登校児童を対象にした学校の場合



- ・学校教育法施行規則の改正により、平成20年4月1日から施行。
（教育基本法及び学校教育法に定める学校種ごとの教育の目標等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして、以下の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合 第55条の2）

4 授業時数等の取扱いのポイント

(1) 各教科等の年間授業時数

- 年間の授業時数並びに総授業時数は、学校教育法施行規則第51条（別表第1）において定められ、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 各学校において年度当初の計画段階から定められた授業時数を下回って教育課程を編成することは、学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない。
- 標準授業時数と規定されているのは以下のことによる。

- ① 指導に必要な時間を実質的に確保するという考え方を踏まえ、児童の負担過重にならない限度で定められた授業時数を上回って教育課程を編成、指導することが可能であること。
- ② 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により別表第1の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第1に反するものとはしないこと。

(2) 年間の授業週数

- 各教科等の授業時数を年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うように計画する。



今回の改訂のポイント

教科等や学習活動によっては年間を通ずることなく、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合もあり、「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる」ことが示された。

(3) 特別活動の授業時数

- 特別活動のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事の授業時数については定められておらず、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てる。

- 学校行事については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施する。

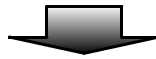
(4) 授業の1単位時間

- 授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定める。



留意するポイント

- ・ 授業時数の1単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数を確保。
- ・ 授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合、実験や観察の授業を60分で行うことや計算や漢字の反復学習を10分間程度の時間を活用して行うことなどが可能。



ただし、教育的な配慮に基づいた判断が必要。

毎日10分間程度の時間を活用した道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業は通常考えられない。

児童の興味や関心に応じて選んだ図書での読書活動（例えば「朝の読書」）など指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となる。

- 児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、各学校において、指導内容や児童の発達の段階、さらには児童の学習負担などに十分配慮して適切な時間を定める。

(5) 時間割の弾力的な編成

- 各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。



今回の改訂のポイント

各教科等の年間の標準授業時数は35の倍数を基本とした。




- ・ 従前と比べ、より固定的に時間割を編成できるようにしている。
- ・ 引き続き、地域や学校、児童の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に時間割を組み替えることも可能であることを明確にしている。

(6) 年間授業日数

- 年間授業日数については、国の基準では直接定めていない。通常、休業日（各教育委員会等が定める）を除いた日が授業日と考えられる。

(7) 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

- 総合的な学習の時間の趣旨  問題の解決や探究活動

・ 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活

動を積極的に取り入れること。

- ・体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

- 自然体験活動やボランティア活動において、特別活動の趣旨（望ましい人間関係の形成、公共の精神の育成 など）も踏まえた活動とする場合、総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認める。



留意するポイント

- ・特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。
- ・補充学習のような特定の教科の知識・技能の習得を図る学習活動、運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、総合的な学習の時間の趣旨になじまない。

5 指導計画作成のポイント

- 指導計画とは、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。

本県の課題を踏まえて……

本県の児童は、基礎的・基本的な知識・技能はおおむね身に付けているが、知識・技能を活用すること、自分の考えをまとめて文章で表現したり説明したりすること、複数の資料から必要な情報を読み取って活用したり、表現したりすることなどに課題が見られる。（全国学力・学習状況調査の結果など）



各教科等における知識・技能の習得及びそれらの活用を図る学習活動と総合的な学習の時間をはじめとする探究活動や問題解決的な学習との関連を十分に検討するなど、学校教育活動全体を通じて、児童の思考力・判断力・表現力等が育成されるよう指導計画を工夫していく必要がある。

(1) 各教科等及び各学年相互間の関連

各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。



- 指導計画は、各教科等それぞれの固有の目標やねらいの実現を目指し、他の教育活動との関連や学年間の関連を十分図るよう作成する必要がある。
- ・各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの目標、指導内容の関連を検討し、指導内容の不必要な重複や重要な指導内容の欠落を避ける。

・指導の時期、時間配分、指導方法について相互の関連を考慮する。

- 各教科等において、系統的、発展的な指導を行うことは、児童の発達の段階に応じ、その目標やねらいを効果的に実現するために必要である。

(2) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科等の指導計画

学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。



- 地域や学校及び児童の実態、児童の発達段階を考慮し、2学年を通して効果的な指導が行われるよう指導内容を組織し、配列した指導計画を作成することが大切である。
 - ・例えば、平易なものや身近なものから段階的に内容を配列するなど工夫をする。
 - ・全体として段階的にその目標やねらいの実現を目指して効果的に指導が行われるように内容を位置付け、指導計画を作成する。

(3) 指導内容のまとめ方や重点の置き方

各教科の各学年の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにすること。



- 各教科の目標と各指導事項との関連を十分研究し、まとめ方などを工夫したり、内容の重要度や児童の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりして、効果的な指導を行うことができるよう配慮する。
- 教材・教具の工夫や児童の理解度の把握などを通して、教えることと考えさせることの両者を関連付ける。



今回の改訂のポイント

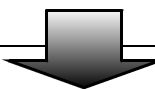
- ・指導内容の増加は抑制し、反復学習等による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や観察・実験、レポートの作成といった知識・技能の活用を図る学習活動の充実を重視。
- ・教科書だけでなく、各学校において使用される各種教材等についても、質・量両面での充実が必要。



「教材等の精選を図り」の部分を削除

(4) 合科的・関連的な指導

児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。



- 合科的な指導は、教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つであり、単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせて、学習活動を展開するものである。


- 関連的な指導は、教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や指導の方法などについて相互の関連を考慮して指導するものである。

今日的な課題を踏まえて……

- ・「小1プロブレム」などは学校生活への適応が課題。
 - ↳ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ることが重要。
 - ↳ 例えば、各教科等を横断した大単元から各教科等の単元へと分化していくスタートカリキュラムの編成等は有効。
- ・スタートカリキュラムの例として、小学校1年生の4月当初、学校を探検する生活科の学習活動を中核として、国語科、音楽科、体育科などの内容を合科的に扱い、大きな単元を構成することなどが考えられる。
 - ↳ スタートカリキュラムの編成に向けては、日ごろからの保・幼・小等の連携が重要であり、幼稚園教育要領や保育所保育指針等の内容を十分踏まえ、相互交流を図る必要がある。

6 教育課程実施上の配慮事項のポイント

(1) 児童の言語環境の整備と言語活動の充実

- 児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視する。
 - 言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実する。
- 
- 学習活動の基盤であり、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもある言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実する。
 - 言語に関する能力育成の中核的な教科は国語科であるが、各教科等の学習活動の中でもそれぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実を図る。

(小学校学習指導要領解説 総則編 P54等を参照)

本県の課題を踏まえて……

県教育委員会が策定した「平成22年度学校教育の指導の重点」では、確かな学力を育成する観点から「各教科等において、記録、説明、報告、話し合いなどの言語活動を充実させ、思考力、判断力、表現力を育成する。」ことを示している。

- 学校生活全体における言語環境を、例えば以下の点などに留意して整備する。

<ul style="list-style-type: none"> ①教員は正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと ②校内の掲示板やポスター、児童に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること

- ③校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと
- ④適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること
- ⑤教員と児童、児童相互の話し言葉が適切に行われるような状況をつくること
- ⑥児童が集団の中で安心して話ができるような教員と児童、児童相互の好ましい人間関係を築くこと

- 言語環境をはじめ学校教育活動を通じ、色のみによる識別に頼った表示方法をしないことなどに配慮する。
- 教員の話し言葉などが児童の言語活動に与える影響が大きいので、それを適切にするよう留意する。

(2) 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、それらを活用して課題解決を図っていくための思考力・判断力・表現力等の育成を重視した教育を行うことが必要である。
- 児童が知的好奇心や探究心をもって主体的に学習に取り組む態度を養う。



- ・ 体験的・問題解決的な学習を積極的に取り入れる。

↳ 小学校学習指導要領では、例えば、国語科の言語活動例や社会科の観察や調査・見学、表現活動、算数科の算数的活動などを示している。

↳ 指導においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に留意しつつ、児童の興味・関心を生かした授業づくりを大切にする。

↳ 学ぶことの楽しさや成就感の体得、学習意欲の喚起、自主的、自発的な学習の促進につながる。

※ 体験的・問題解決的な学習を取り入れた授業を実施するには、指導計画への適切な位置付けをはじめ、教材、指導形態、1単位時間や授業時数の運用などについて創意工夫し、十分な教材研究・授業研究のもと指導に当たることが大切である。

※ 体験活動とは…… 体験活動とは、自分の身体を通して実際に経験する活動のことである。児童は、感覚器官を通して、外界の事物や現象に働きかけ学んでいく。具体的には、視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚といった感覚を働かせて、あるいは組み合わせて、外界の事物や現象に働きかけ学んでいく。このように児童が身体全体で対象に働きかけ実感をもってかかわっていく活動が体験活動である。

(小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編)

(3) 学級経営と生徒指導の充実

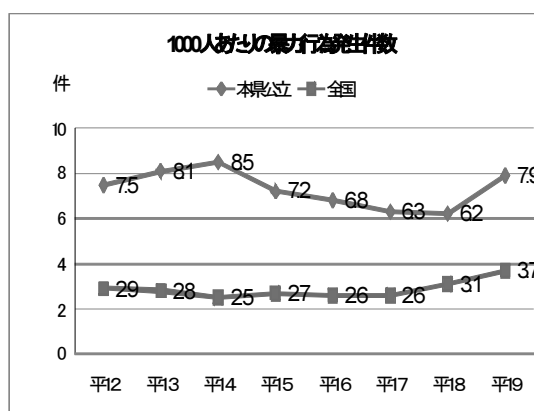
- 生徒指導とは、児童一人一人の人格を尊重しながら、規範意識をはぐくむなど社会的資質や行動力を高めるように指導、援助することであり、全教職員の共通理解を図り、学校全体として協力して進めることが大切である。

- 生徒指導を着実に進める上での基盤は学級であり、学級担任は、学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようになる必要がある。
- 充実した学級経営を進めるに当たっては、家庭や地域社会との連携を密にすることが大切である。特に保護者との間で、学級通信や保護者会、家庭訪問などによる相互の交流を通して、児童理解、児童に対する指導の在り方について共通理解をしておく必要がある。

本県の課題を踏まえて……

本県の公立小学校・中学校・高等学校における暴力行為発生件数は、全国平均を上回っており、生徒指導上の大きな課題である。発生状況は、突発的なものが最も多く、加害者に関する状況では、本人の耐性が十分育っていないことなどが課題となっている。

(「奈良県の教育データ集」による)



(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

- 各教科等の指導に当たっては、児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫する。
 - ・ 授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを児童に理解させたり、授業の最後に児童が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実を図る。
 - ・ 児童が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり、学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図る。

本県の課題を踏まえて……

近年、児童の学習意欲の低下が顕著になり、主体的に学習に取り組む態度を育成することが喫緊の課題となっている。このことは、教育基本法や学校教育法においても明文化され、学習指導要領でもそのことの重要性の認識を示す必要があることから、総則において配慮すべき事項に追加された。本県でも、「奈良県学校改善支援プラン」として授業改善に向けて具体的に示した内容は、総則の配慮事項の一つに当てはまるものである。



平成20年に実施された「全国学力・学習状況調査」の結果を踏まえ、県教育委員会が策定した「奈良県学校改善支援プラン」の中でも、本調査における本県児童の学習に対する意識について、「学習は大切だが、好きだとは思っていない」と回答した児童の割合が高く、結果分析を通して学習意欲の向上を目指す授業改善の方策について示している。

・ **学習意欲の向上を目指す**（「奈良県学校改善支援プラン」から）

- 興味・関心を高める教材の開発を行う。
- 朝の学習や朝の読書など、継続した取組の中で達成感や成就感を味わわせる。
- 単元のはじめに学習の見通しをもたせる。
- 失敗や苦勞をしてもやりとげ、達成感を味わわせる。
- 学習規律の定着を図る。 など

(5) 課題選択や自己の生き方考える機会の充実

- 各教科等の指導において、児童が主体的に自分の生活体験や興味・関心をもとに課題を見付け、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるように配慮し、課題選択能力や解決能力を育てることが必要である。
- 児童が自分自身を見つめ、自らの将来について目を向ける機会などを通して、自分の特徴に気付き、自分らしい生き方を実現していこうとする態度を育成していくことが大切である。



各教科等での指導のポイント

- ①各教科……児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、児童が学習することの意味をとらえたり、児童自らが成長を実感できるようにしたりすること、児童が体験や調査、実験等を通して問題解決的に取り組む課題選択的な学習を充実する。 など
- ②道徳……児童自らが基本的な生活習慣や粘り強さ、目標に向けての努力などにかかわる主題について自己を見つめ、道徳的価値の自覚を深めることを通して、道徳的実践力が育つように指導を工夫し、児童がこれからの課題や目標を見付けられるようにする。
- ③特別活動……学級活動の内容（2）のアとして、「希望や目標をもって生きる態度の形成」を示すとともに、学級活動などにおいて児童が自ら現在及び将来の生き方を考えることができるよう工夫する。
- ④総合的な学習の時間……児童が横断的・総合的な課題や興味・関心に基づく課題などについて問題解決や探究活動に主体的・創造的に取り組み、自己の生き方に目を向けていくことができるようにする。

本県の課題を踏まえて……

本県では、平成17年3月に「奈良県キャリア教育プラン」を策定。自立した社会人として必要な4つの能力、①人間関係形成能力、②情報活用能力、③将来設計能力、④意志決定能力を示し、これらの能力の育成を目指している。

(6) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

- 各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、次のような指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが必要である。

指導方法や指導体制の工夫例

- ・ 個別指導 ・ グループ別指導 ・ 繰り返し指導
- ・ 学習内容の習熟の程度に応じた指導 ・ 児童の興味・関心等に応じた課題学習を取り入れた指導 ・ 補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導
- ・ 教員間の協力的な指導（チーム・ティーチング、合同授業、交換授業、専門性を有する養護教諭や栄養教諭の参画・協力による指導、学校外の様々な分野の専門家の参加・協力による指導）



今日的な課題を踏まえて……

- ・ 児童の能力、適性、興味・関心等を踏まえ、個々の特性に応じたきめ細かな指導を行うことが大切である。そのための指導方法の工夫は、すべての児童に対応するものであるが、学習の遅れがちな児童等には特に配慮する必要がある。
- ・ 学習内容の習熟の程度に応じた指導については、以下の点に留意する必要がある。
 - 学校の実情や児童の発達段階等に応じ、必要な教科について適宜弾力的に行い、児童に優越感や劣等感を生じさせたり、学習集団による学習内容の分化が長期化・固定化するなどして学習意欲を低下させたりすることのないよう十分留意する。
 - 学習集団の編成の際は、児童の興味・関心等に配慮し、自分で課題や集団を選ぶことができるよう配慮する。
 - 児童が自分の能力・適性に全く合致しない課題や集団を選ぶようであれば適切な助言を行うなどの工夫を行う。
 - 保護者に対しては、指導内容・指導方法の工夫改善等を示した指導計画、期待される学習の充実に係る効果、導入の理由等を事前に説明するなどの配慮を行う。
 - 小学校は義務教育段階であるということを考慮し、基本的な学級編制を変更しないことが適当である。
- ・ 各種指導資料や参考図書等を十分に活用しながら、学校全体として教材研究・授業研究などの研修時間の確保に努めていくことが大切である。
- ・ 情報化の進展への対応としてコンピュータ等の教育機器の活用が大切である。

本県の課題を踏まえて……

- ・ 県教育委員会「平成22年度学校教育の指導の重点」では、特色ある教育活動を展開していくために「指導方法の工夫改善」を掲げ、具体的に「一人一人の特性等に応じた指導やグループ別指導、少人数指導、教員の協力的な指導、外部人材の活用など、指導の方法や体制の工夫改善を図る。」としている。
- ・ 県立教育研究所 平成14年度発刊の『小学校における個に応じた指導の在り方』では、

個に応じた指導の推進として、次の内容について管理職のリーダーシップの下、取り組んでいくことの重要性を指摘している。

【個に応じた指導の推進・・・同書7ページより】

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 管理職の指導力による指導体制の確立 | 2 目標に準拠した評価の工夫改善 |
| 3 指導と評価の一体化 | 4 シラバスの作成とその公開 |
| 5 指導と評価の計画の作成 | 6 校内での研修や研究の推進 |
| 7 教材・教具の工夫改善 | |

(7) 障害のある児童の指導

- 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- 特別支援学級又は通級による指導については、教員間の連携に努め、効果的な指導を行う。

本県の課題を踏まえて……

- ・ 県教育委員会「平成22年度学校教育の指導の重点」では、「発達障害を含む障害のある子どもたちの自立や社会参加に向け、主体的に取り組めるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸ばすため、適切な指導及び必要な支援をすべての学校において行う。」としている。

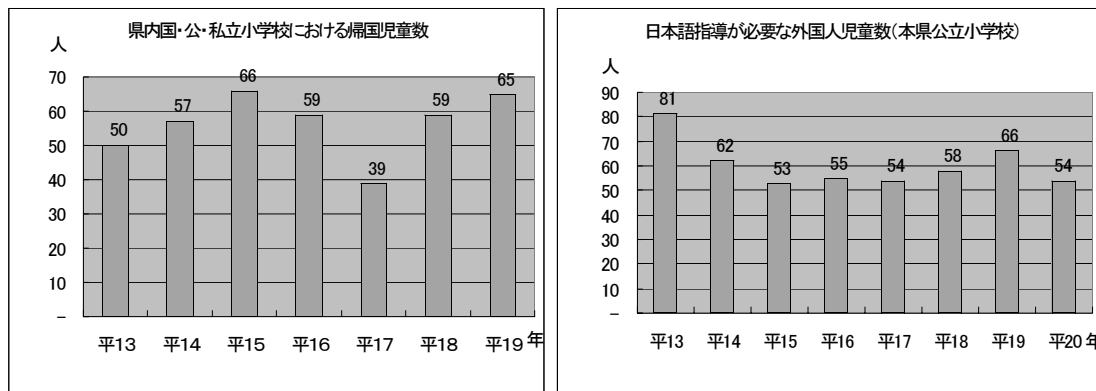
- 例えば、以下のことなどに留意して指導の充実を図ることが大切である。
 - ・ 個々の児童の障害の状態等に応じた指導の目標や内容、指導方法、配慮事項等を示した「個別の指導計画」を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行う。
 - ・ 家庭や医療・福祉などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した「個別の教育支援計画」を作成し、学校生活だけではなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って一貫した支援を行う。
 - ・ 校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど学校全体の支援体制を整備するとともに、特別支援学校等に対し助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組む。
 - ・ 通級による指導は、通常の学級における指導と通級による指導とが共に効果的に行われるよう、それぞれの担当教員同士が児童の様子や変化について定期的に情報交換を行い、特別の指導の場における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにするなどして連携に努め、指導の充実を図る。
 - ・ 教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、児童に大きく影響することに十分留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努める。

(8) 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導

- 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う。
- 児童の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切である。

本県の課題を踏まえて……

- ・国際化の進展に伴い、県内でも帰国児童や外国人児童が増えている。そうした児童の中には、日本語の読み書きが十分とは言えず、言語や習慣・文化の違い等から、学校生活を送る上で配慮が必要な場合が少なくない。日本語の習得、特に文字の読み書きについては、取り出し指導や放課後を活用した指導などを行うことが考えられる。
- ・本県では、昭和61年に「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童・生徒に関する指導指針」、平成20年に「人権教育の推進についての基本方針」を示し、在日外国人に対する差別意識の払拭^{しよく}を図るとともに、様々な国の生活や文化などについての正しい理解を深め、人権尊重の精神に基づいて外国人と接し、共に支え合おうとする幼児児童生徒の育成を目指している。



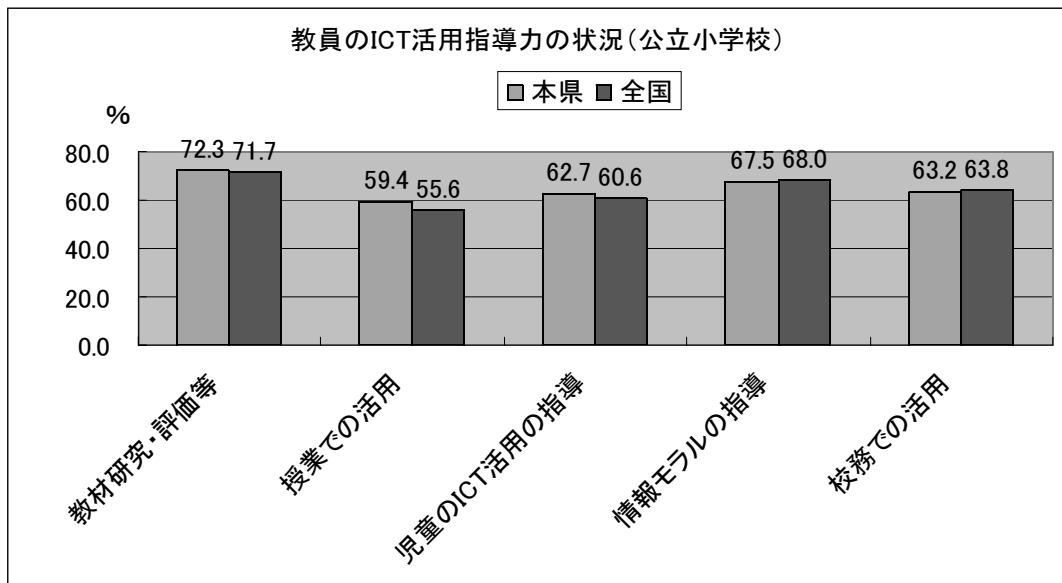
(「奈良県の教育データ集」による)

(9) 情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用

- 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。

本県の課題を踏まえて……

- ・「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(平成19年度 文部科学省)による本県の教員のICT活用指導力の状況はグラフのとおりである。教員はコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の操作に習熟するだけでなく、それら情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが大切であり、今後も一層の指導力の充実が求められる。



(「奈良県の教育データ集」による)

(10) 学校図書館の利活用

- 学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、児童が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる。
- 読書は、児童の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。
- 国語科、社会科及び総合的な学習の時間で学校図書館を利活用することが示されるとともに、特別活動の学級活動で学校図書館の利用が指導事項として示されている。

(11) 指導の評価と改善

- 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い、学習意欲の向上に生かすようにする。
- 評価に当たっては、主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに、児童の学習意欲を喚起するようにすることが大切である。
- 相互評価や自己評価は、児童自身の学習意欲の向上にもつながるとの観点から重視する必要がある。

(12) 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

- 学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに児童を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童の生活の充実と活性化を図ることが大切である。
- 学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。



- ・家庭や地域の人々の積極的な協力が得られるように、学校の教育方針や特色ある教育活動、児童の状況などについて十分に説明し理解を求める働きかけが必要である。
- ・「早寝早起き朝ご飯」などに象徴される家庭教育の取組や、児童が福祉施設を訪問し高齢者等と交流する機会を設けるなど、体験活動の充実に向けた取組の一層の推進が大切である。
- ・「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった課題の解決に向け、学校間連携の一層の推進が求められる。それぞれの学校段階の役割を再認識することにもつながるものである。

本県の課題を踏まえて……

- ・県教育委員会「平成22年度学校教育の指導の重点」では、魅力と活力ある園・学校づくりのために「家庭・地域との連携・協力」を掲げ、積極的な情報発信や学校評議員制度の活用、地域ぐるみで学校を支援する体制の推進を示している。
- ・学校間の連携・交流の充実に向け、県教育委員会では次の事業等を実施している。これらの成果も参考にしていきたい。
 - 「幼稚園・保育所と小学校連携促進事業」……保育所・幼稚園等における保育・教育活動から小学校の教育活動への円滑な接続の在り方等について研究する事業。
 - 「奈良県小中一貫教育推進事業」……義務教育9年間を見通した教育の創造を目指して平成19年度から2年間実施。その成果を『義務教育9年間を見通した教育の創造～小中一貫教育による新たな学び～』にまとめた。

7 教育課程編成の手順と評価のポイント

(1) 教育課程の編成の手順

- 例えば、以下のような手順で教育課程を編成する。

- ① 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
 - ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。
 - イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ。
 - ウ 編成のための組織と日程の基本的な方針を明確にする。
- ② 教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める。
 - ア 編成のための組織を決める。
 - イ 編成のための作業日程を決める。
- ③ 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
 - ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。

- イ 地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を把握する。その際、保護者や地域住民の意向、児童の状況等を把握することに留意する。
- ウ 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にする。その際、児童の学習状況や反応などに留意する。
- ④ 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
 - ア 事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や児童がもっている教育課題を明確にする。
 - イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。
 - ウ 編成に当たって、特に留意すべき点を明確にする。
- ⑤ 教育課程を編成する。
 - ア 指導内容を選択する。
 - イ 指導内容を組織する。
 - ウ 授業時数を配当する。

(2) 学校の教育目標の設定

- 各学校で設定する教育目標は、次のような要件を具備する必要がある。

- (1) 法律に定められた小学校の目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 学習指導要領に示す各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標やねらいを前提とするものであること。
- (3) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (4) 地域や学校の実態等に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6) 評価が可能な具体性を有すること。

(3) 学校評価における教育課程の評価

- 学校評価に関する法制度は以下のとおりである。

- ・学校教育法 — 学校評価及び情報提供に関する総合的な規定（第42、43条）
- ・学校教育法施行規則 — 自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定（第66、67、68条）



法令に規定されたポイント (①③は義務規定、②は努力規定)

- ① 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。
- ② 保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること。
- ③ 自己評価の結果、学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

- 「学校評価ガイドライン〔改訂〕」（平成20年1月31日 文部科学省）の中では、「教育課程・学習指導」に関する評価項目・指標等を設定する際の視点として、「各教科等の授業の状況」「教育課程等の状況」が示されている。各学校において、重点目標を達成する

ために必要な評価項目・指標等を精選することが期待されるが、その際、教育課程もその重要な評価対象となり得る。

(4) 教育課程の改善

- 教育課程の評価に続いて行われなければならないのは、その改善である。

教育課程の改善の方法として、一般的には次のような手順が考えられる。

- ① 評価の資料を収集し、検討すること。
- ② 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。
- ③ 改善案をつくり、実施すること。

【参考】学校教育法施行規則

第五十一条 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

別表第一（第五十一条関係）

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業 時数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総 授 業 時 数		850	910	945	980	980	980

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二及び別表第四の場合においても同様とする。）

— 作成委員 —

恒岡宗司	大和郡山市立治道小学校	校長
廣瀬裕司	斑鳩町立斑鳩中学校	校長
堀山弘行	宇陀市立大宇陀小学校	主幹教諭
榊原昌之	桜井市立桜井中学校	主幹教諭
吉村茂	奈良県教育委員会事務局学校教育課	係長
荒木篤人	奈良県教育委員会事務局学校教育課	指導主事
東畠智子	奈良県教育委員会事務局学校教育課	指導主事

(作成委員の職名等は平成21年度のものである。)